

発行方法  
用振の法發  
等替條律行  
法項及の  
のび根  
適そ拠

○省令平成三十号  
財務省告示第百十九号  
平成二十九年三月一月  
国債の發行等に關する省令  
条件等を年次に分けて記す  
三十回(三十利付債券)、三十利付債券の發行等に關する省令

札じるる利振の以律社条九特第九～三第債回回(三十利付債券)、三十利付債券の發行等に關する省令(昭和五十七年大蔵財務大臣)、三十利付債券の發行等に關する省令(昭和五十七年大蔵財務大臣)、三十利付債券の發行等に關する省令(昭和五十七年大蔵財務大臣)、三十利付債券の發行等に關する省令(昭和五十七年大蔵財務大臣)

に。数利回替適下(三十利付債券)、三十利付債券の發行等に關する省令(昭和五十七年大蔵財務大臣)、三十利付債券の發行等に關する省令(昭和五十七年大蔵財務大臣)、三十利付債券の發行等に關する省令(昭和五十七年大蔵財務大臣)

よを値回り機用、「三十利付債券」(三十利付債券)、三十利付債券の發行等に關する省令(昭和五十七年大蔵財務大臣)、三十利付債券の發行等に關する省令(昭和五十七年大蔵財務大臣)、三十利付債券の發行等に關する省令(昭和五十七年大蔵財務大臣)

る競をり格関を振、「三十利付債券」(三十利付債券)、三十利付債券の發行等に關する省令(昭和五十七年大蔵財務大臣)、三十利付債券の發行等に關する省令(昭和五十七年大蔵財務大臣)、三十利付債券の發行等に關する省令(昭和五十七年大蔵財務大臣)

發争いに差は受替、「三十利付債券」(三十利付債券)、三十利付債券の發行等に關する省令(昭和五十七年大蔵財務大臣)、三十利付債券の發行等に關する省令(昭和五十七年大蔵財務大臣)、三十利付債券の發行等に關する省令(昭和五十七年大蔵財務大臣)

行にう応へ日け付。募第本る「三十利付債券」(三十利付債券)、三十利付債券の發行等に關する省令(昭和五十七年大蔵財務大臣)、三十利付債券の發行等に關する省令(昭和五十七年大蔵財務大臣)

し次し十銀もといて号た七行のう行に者号とと。わおがにすしれい加規る、のるて算定。その規定入同すすの定。



（別表）	名称及び記号	払者入払元	利象各準入償償	二十九十八	十十七六五
	（年）	込札場利	回国発と札還還	期日	り債行すの金期
	（年）	参所金	の対する基額限	加支	の対する基額限
○ ・ 一 %	○ ・ 一 %	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行回場七利計発月の額の り合日利值表十基百とおり （に午回表し七準円おり とは前りにた日利に す、九（掲公付回つ る訂時平載社ではき 。正以成さ債日、百 後前二れ店本平円 のに十た頭証成 当訂九平売券二 該正年均買業十	平成二十九年三月二十二日	日本銀行回場七利計発月の額の り合日利值表十基百とおり （に午回表し七準円おり とは前りにた日利に す、九（掲公付回つ る訂時平載社ではき 。正以成さ債日、百 後前二れ店本平円 のに十た頭証成 当訂九平売券二 該正年均買業十
六平 月成 十三 五十 日年	四平 月成 十三 五十 日年	償還期限	（発額面行金額額）		（各券種の利率／100×1／2）
百十二億円	十二億円				同日算と 同じに式し て支當たに、 。支當ただよ各 うるしり支 へと算払 べき支期 還は払しに 期、期たお 限そが金い に銀額て つ翌行を、 い営休支次 て業業払の

利 第二付 四十国 十年庫 四 債 回 券 )	利 第十付 三年国 百 庫 十 債 回 券 )	利 第十付 三年国 百 庫 七 債 回 券 )	利 第十付 回二年国 百 庫 六 債 回 券 )	利 九第十付 回百年国 百 庫 九 債 十 券 )	利 回第五付 ~百年国 二 庫 十 債 十五 券 )	利 回第五付 ~百年国 二 庫 十 債 十三 券 )	利 回第五付 ~百年国 二 庫 十 債 十二 券 )	利 第五付 百年国 十 庫 九 債 回 券 )	利 第五付 百年国 十 庫 八 債 回 券 )	利 一第二付 回三年国 百 庫 七 債 回 券 )
二 · 五 %	一 · 一 %	一 · 三 %	一 · 四 %	一 · 三 %	○ · 一 %	○ · 一 %	○ · 一 %	○ · 一 %	○ · 二 %	○ · 一 %
日年平 三成 月三 二十 十二	十年平 日十成 月三 月十 二三	日年平 三成 月三 二十 十二	日年平 三成 月三 二十 十二	日年平 三成 月三 二十 十一	日年平 九成 月三 二十 十二	日年平 三成 月三 二十 十二	十年平 日十成 月三 二十 十二	日年平 六成 月三 二十 十一	日年平 六成 月三 二十 十一	日十平 二成 月三 十 十五年
四十 億 円	円百 三十 七 億 円	六 十二 億 円	七 十七 億 円	百 億 円	五十 億 円	億三 円百 三 十六	億五 円百 九 十五	百八 億 円	円百 三 十八 億	二 億 円

（一）利 第二付 五十国 十年庫 四一債 回 券 ）	（一）利 第二付 五十国 十年庫 三一債 回 券 ）	（一）利 第二付 五十国 十年庫 二一債 回 券 ）	（一）利 第二付 五十国 十年庫 一一債 回 券 ）	（一）利 第二付 四十国 十年庫 九一債 回 券 ）
二 · 二 %	二 · 一 %	二 · 一 %	二 · ○ %	二 · 一 %
十年平 日十成 二三 月十 二三	十年平 日十成 二三 月十 二三	一年平 日九成 月三 二十 十三	一年平 日六成 月三 二十 十三	二年平 日三成 月三 二十 十三
二十億 円	十五億 円	百六億 円	四十二億 円	四十一億 円